



2025 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ソフト 9 9 コーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 田中 秀明
(コード：4 4 6 4 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常務取締役 小西 紀行
(TEL. 0 6 - 6 9 4 2 - 8 7 6 1)

ECM マスター ファンド SPV 3 による当社株式に対する
公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、ECM マスターファンド SPV 3（以下「公開買付者」といいます。）による当社の発行済普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

当社取締役会は、本公開買付けが当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保に資するものであるかどうかについて引き続き精査し、当社取締役会として本公開買付けに対する意見を形成し次第、株主の皆様に公表させていただく予定です。なお、当社の上記取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手續により当社株式が上場廃止となる可能性があることを前提として行われたものです。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	ECM マスター ファンド SPV 3
(2) 所 在 地	Conyers Trust Company (Cayman) Limited, Cricket square, Hutchins Drive, PO Box 2681, Grand Cayman KY1-1111, Cayman Islands
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	ディレクター 高坂 卓志
(4) 事 業 内 容	株券等を取得及び保有すること等
(5) 資 本 金	100 円
(6) 設 立 年 月 日	2021 年 3 月 10 日
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	サンテラ（ケイマン）リミテッド（以下「サンテラ」といいます。同社は、イーシーエム マスター ファンド (ECM Master Fund) の受託者として 100% 株式を所有しているとのことです。）
(8) 当社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	公開買付者と当社の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の特別関係者である Effissimo Capital Management Pte Ltd（以下「エフィッシモ」といい、公開買付者、エフィッシモ及びサンテラを総称して、以下「公開買付者グループ」といいます。）は、当社株式を 100 株（所有割合

	(注1) 0.00% (小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。))、公開買付者の特別関係者であるサンテラは、当社普通株式を 1,036,400 株 (所有割合 4.80%) 所有しており、公開買付者グループは、本日現在、当社普通株式を合計で 1,036,500 株 (所有割合 4.80%) 所有しているとのことです。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(注1) 所有割合とは、当社が 2025 年 8 月 6 日に公表した「2026 年 3 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「第 1 四半期決算短信」といいます。)に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の当社普通株式の発行済株式総数 (22,274,688 株) から、当社第 1 四半期決算短信に記載された同日現在の当社の所有する自己株式数 (679,505 株) (なお、当該自己株式数には、当社の「従業員持株支援信託 ESOP」の信託財産である当社普通株式 115,100 株を含めておりません。以下、当社が所有する自己株式数について同じです。)を控除した数 (21,595,183 株) に対する割合をいいます。以下、別途の記載がある場合を除き、同じです。

2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、4,100 円 (以下「本公開買付価格」といいます。)

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保いたします。

(2) 意見の根拠及び理由

本 (2) において、公開買付者に関する記載については、公開買付者より公表された 2025 年 9 月 12 日付「株式会社ソフト 99 コーポレーション (証券コード 4464) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「本公開買付開始プレスリリース」といいます。)の記載及び公開買付者から受けた説明に基づいております。

当社は、2025 年 9 月 12 日に本公開買付けが公表されたことを受けて、本公開買付けの内容を慎重に検討しているところであり、2025 年 9 月 16 日開催の取締役会決議において、現時点においては、本公開買付けに対する当社の意見の表明を留保することを決議いたしました。

当社は、本公開買付けに関し、公開買付者及び当社から独立していることを確認した外部アドバイザーである株式会社 KPMG FAS (以下「KPMG」といいます。)及び西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 (以下「西村あさひ」といいます。)より助言・協力を受けながら、本公開買付けに関する評価・検討を進めておりますが、本公開買付けに対する当社の意見を決定するためには、本公開買付けが当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保に資するものであるかどうかについて引き続き精査する必要があると考えております。

また、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限が 6,163,300 株 (所有割合 : 28.54%) に設定されています。この点に関し、2025 年 8 月 6 日付「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、現在、当社株式に対しては、2025 年 8 月 7 日より、堯アセットマネジメント株式会社 (以下「本 MBO 公開買付者」といいます。)による公開買付け (以下「本 MBO 公開買付け」といいます。)が実施されているところ、本 MBO 公開買付者との間で本 MBO 公開買付けに係る公開買付応募契約又は公開買付不応募契約を締結している株主の所有割合 (合計 48.61%。詳細については、2025 年 8 月 6 日付

「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（同年9月3日付「（訂正）「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正のお知らせ」により一部訂正済）の「4. 公開買付けと当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）等を考慮すると、本公開買付けが成立した場合には、本スクイーズアウト手続（下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義されます。以下同じです。）が実施されず、かつ、流通株式比率が東京証券取引所の上場維持基準を満たさない程度まで下落する可能性が否定できないと考えております。本公開買付けに対する当社の意見を決定するに当たっては、この点についても慎重な検討が必要であると考えております。

さらに、当社は、2025年5月16日開催の当社取締役会の決議に基づき設置された特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）に対して、本公開買付けに係る提案について当社としてどのような意見を表明すべきかを諮問し、2025年9月16日付で、本公開買付けの実現可能性や、本公開買付けが当社の企業価値の向上に資するものであるか、当社の一般株主にとって公正なものであるかといった点について慎重な検討を行うべく、現時点においては、当社取締役会は、本公開買付けに対する意見の表明を留保すべきである旨の答申を受けております。

以上の経緯のもと、当社は、2025年9月16日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（田中秀明氏及び上尾茂氏を除く取締役7名）の全員一致で、現時点においては本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議いたしました。

なお、当社代表取締役である田中秀明氏は、本MBO公開買付けの代表取締役であり、また、当社取締役である上尾茂氏は、創業家の運営する資産管理会社の役員も兼務しており、本公開買付けに関して当社との間で利益が相反する可能性があることから、両取締役は当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場においてエフィッシンモ及び公開買付けとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されています。

本公開買付開始プレスリリースによれば、以下のとおりとのことです。

公開買付け者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があるとのことです。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、適用法令に従い、当社株式の全て（公開買付け者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした取引を行う可能性があるとのことであり、この取引が実現した場合、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となるとのことです。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

なお、上記「（2）意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当社としては、本公開買付けが成立した場合には、本スクイーズアウト手続が実施されず、かつ、流通株式比率が東京証券取引所の上場維持基準を満たさない程度まで下落する可能性が否定できないと考えております。

（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付開始プレスリリースによれば、以下のとおりとのことです。

公開買付け者は、本公開買付け終了後に、公開買付け者グループの所有する当社株式に係る議決権が当社の総株主の議決権の3分の2以上となり、かつ公開買付け者が当社株式の全て（公開買付け者グループが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、当社の株主を公開買付け者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実行することを予定しているとのことです。なお、公開買付け者は、本公開買付

け終了後に、公開買付者グループの所有する当社普通株式に係る議決権が当社の総株主の議決権の3分の2以上とならなかった場合には、本公開買付価格と同一の価格を買付け等の価格として、買付予定数の上限及び下限を設定しない公開買付けを再度実施することを検討しているとのことです。

① 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（ただし、公開買付者及び当社を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社普通株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定とのことです。

株式売渡請求においては、当社普通株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、公開買付者は、その旨を当社に通知し、当社に対して株式売渡請求の承認を求めるとのことです。当社が取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承認を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からその所有する当社普通株式の全部を取得するとのことです。そして、公開買付者は、当該売渡株主の所有していた当社普通株式1株当たりの対価として、各売渡株主に対して本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定とのことです。

株式等売渡請求に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する当社株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の当社株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

② 株式併合

本公開買付けの成立により、公開買付者グループが所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の3分の2以上となり、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付け終了後、公開買付者は、会社法第180条に基づき当社普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。

本臨時株主総会の開催時期等については、公開買付者と当社にて協議の上、決定次第、当社に速やかに公表するよう要請するとのことです。なお、公開買付者としては、本臨時株主総会の開催に向けて当社が協力するように誠実に説明予定とのことです。仮に当社が協力しない場合には、やむを得ず、株主としての地位に基づいて本臨時株主総会の開催のために必要となる手続を、自ら、できる限り速やかに実施する予定とのことです。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、本臨時株主総会において承認を受けた本株式併合の割合に応じた数の当社普通株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当社の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社普通株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象普通者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価

格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定とのことです。本株式併合の割合は、本日現在において未定であるものの、公開買付者のみが当社普通株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）が所有する当社普通株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう当社に要請する予定とのことです。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、所定の条件を充たす場合には、当社の株主は、当社に対し、自己の所有する当社普通株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社普通株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）が所有する当社普通株式の数は1株に満たない端数となる予定であり、本株式併合に反対する当社の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定とのことです。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではないとのことです。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があるとのことです。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。もっとも、本株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、当社普通株式の株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等について、本公開買付け終了後、公開買付者は当社に協議の申入れを行う予定であり、決定次第、当社に速やかに公表するよう要請するとのことです。なお、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いするとのことです。

（5）公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けの検討に際して、意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてとしてKPMG、リーガル・アドバイザーとして西村あさひをそれぞれ選任し、これらの外部アドバイザー等の助言を踏まえて、本公開買付けに関して慎重に検討しております。なお、KPMG及び西村あさひは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

また、上記「（2）意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、本特別委員会に対して、本公開買付けに係る提案について当社としてどのような意見を表明すべきかを諮問しており、本特別委員会の答申内容を踏まえた上で、本公開買付けに関する対応について決定いたします。なお、上記「（2）意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、本特別委員会から、同年9月16日付で、本公開買付けの実現可能性や、本公開買付けが当社の企業価値の向上に資するものであるか、当社の一般株主にとって公正なものであるかといった点について慎重な検討を行うべく、現時点においては、当社取締役会は、本公開買付けに対する意見の表明を留保するべきである旨の答申を受けております。当該答申の詳細については、別添の2025年9月16日付「追加答申書」をご参照ください。

4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
本公開買付け開始プレスリリースによれば、該当事項はないとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

9. 今後の見通し

当社は、本公開買付けが当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保に資するものであるかどうかについて引き続き精査し、当社取締役会として本公開買付けに対する意見を形成し次第、株主の皆様公表させていただき予定です。

したがって、株主の皆様におかれましては、当社から開示される情報に十分ご留意いただき、慎重に行動していただきますようお願い申し上げます。

(参考)

2025年9月16日付「追加答申書」(別添)

以上

2025 年 9 月 16 日

株式会社ソフト 99 コーポレーション 御中

株式会社ソフト 99 コーポレーション特別委員会

委員長 井 原 慶 子

委 員 藤 井 美 保 代

委 員 平 井 康 博

委 員 樋 口 秀 明

追 加 答 申 書

株式会社ソフト 99 コーポレーション特別委員会(以下「当委員会」という。)は、(i)株式会社ソフト 99 コーポレーション(以下「当社」という。)の代表取締役社長である田中秀明氏が代表取締役を務め、その発行済株式の全てを所有している堯アセットマネジメント株式会社による、当社の普通株式(以下「当社株式」という。)に対する公開買付け(以下「本 MB0 公開買付け」という。)及びその後のスクイーズ・アウトを含む当社を非公開化するための一連の手続(本 MB0 公開買付けとあわせて、以下「本 MB0 取引」と総称する。)、及び、(ii) 本 MB0 公開買付けの開始後、2025 年 9 月 12 日付で公表された、ECM マスターファンド SPV3 による、当社株式に対する公開買付け(以下「本対抗公開買付け」といい、本対抗公開買付けに先立ち、2025 年 8 月 28 日付「公開買付けによる株式会社ソフト 99 コーポレーションの株式取得に関する意向表明書」により Effissimo Capital Management Pte Ltd から当社に対して行われた本対抗公開買付けに係る提案を、以下「本対抗提案」という。)に関して、当社の取締役会(以下「当社取締役会」という。)から諮問を受けた下記第 1 記載の事項(以下「本追加諮問事項」という。)について、下記第 2 のとおり答申する。

なお、本追加答申書で使用される用語は、特段の記載のない限り、2025 年 8 月 5 日付「答申書」で用いられたものと同様の意味を有する。

第1 追加諮問事項

当委員会は、当社取締役会から、2025年9月11日付当社取締役会決議に基づき、下記の事項の追加諮問を受けた。

記

- (i) 本対抗提案が、経済産業省が公表した2023年8月31日付「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」3.1.2に定める「真摯な買収提案」に該当するか
- (ii) 本対抗提案が「真摯な買収提案」に該当すると判断した場合、当社取締役会が、本対抗提案に対しどのような意見を表明すべきか
- (iii) 本対抗提案を踏まえて、当委員会から当社取締役会に提出された2025年8月5日付「答申書」において表明された本MBO取引に係る答申の内容について変更があるか(変更がある場合には、変更後の答申内容を含む。)

当委員会は2025年9月15日に特別委員会を開催し、本追加諮問事項についての検討を行った結果、本追加諮問事項に対する答申内容を委員全員の一致で決議した。

第2 諮問事項に対する当委員会の答申

- (i) 本対抗提案が、経済産業省が公表した2023年8月31日付「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」3.1.2に定める「真摯な買収提案」に該当するか

2025年9月12日付で、本対抗公開買付けが2025年9月16日より開始されているため、本対抗提案が「真摯な買収提案」に該当するか否かについての検討は省略する。

- (ii) 本対抗提案が「真摯な買収提案」に該当すると判断した場合、当社取締役会が、本対抗提案に対しどのような意見を表明すべきか

本対抗公開買付けの実現可能性や、本対抗公開買付けが当社の企業価値の向上に資するものであるか、当社の一般株主にとって公正なものであるかといった点について慎重な検討を行うべく、現時点においては、当社取締役会は、本対抗公開買付けに対する意見の表明を留保すべきである。

- (iii) 本対抗提案を踏まえて、当委員会から当社取締役会に提出された 2025 年 8 月 5 日付「答申書」において表明された本 MB0 取引に係る答申の内容について変更があるか(変更がある場合には、変更後の答申内容を含む。)

2025 年 8 月 5 日付「答申書」において、当委員会は、①本 MB0 取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられること、②本 MB0 取引の取引条件は公正かつ妥当であると考えられること、③本 MB0 取引の手続は公正なものであると考えられること、④本 MB0 取引は当社の一般株主にとって公正なものであると考えられることから、当社取締役会が本 MB0 公開買付けに対して賛同する意見を表明することは妥当である旨の答申を表明している。本対抗提案及び本対抗公開買付けの開始を踏まえても、現時点で当委員会による上記判断の基礎となる事情に変更すべき点は認められない。そのため、当社取締役会が本 MB0 公開買付けに対して賛同する意見を表明することは妥当であると考えられる旨の当委員会の答申に変更はない。

なお、本 MB0 取引の公開買付価格(1 株あたり 2,465 円)を含めた取引条件が公正かつ妥当であるとの当委員会の判断に変更はないものの、本対抗公開買付けに係る公開買付価格(1 株あたり 4,100 円)が、上記価格を上回っていることに鑑み、当社取締役会が当社の株主に対して本 MB0 公開買付けへの応募を推奨する旨の意見は撤回し、本 MB0 公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねる旨の意見へと変更すべきである。

以 上